

# 令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子どもの保育料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもも対象になります。

## 認可保育所に在籍する子どもについて

- **3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの保育標準時間又は保育短時間に係る保育料が無償化**されます。
- **0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもで市町村民税非課税世帯の場合**は保育標準時間又は保育短時間に係る保育料が無償化されます。
- 延長保育料などの特別保育に係る費用、教材費、行事参加費、給食費などは、**無償化後も引き続き保護者負担**となります。
- 現在、認可保育所では3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの給食費（主食費及び副食費）について、主食費（お米・パン）は各施設で徴収し、副食費（おかず・牛乳など）は保育料に含めて市が徴収しています。この度の無償化に伴い、**給食費は各施設で徴収することとなります**ので、御理解及び御協力をよろしくをお願いします。
- 年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降で一定の基準内にある子どもは、副食費が免除となり、主食費のみ徴収となります。原則として対象者が何か手続をする必要はありません。